

北海道中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、北海道中学校体育連盟（略称道中体連）と称し、事務局は、持続可能な在り方について検討するため、令和5年4月1日から3年を限度に北海道教育庁学校教育局健康・体育課内に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本連盟は、北海道の中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北海道中学校体育大会の開催
- (2) 各地区の情報並びに研究資料の交換
- (3) 中学校の運動部活動に関する調査研究
- (4) 記録集の発行
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第4条 本連盟は、各管内及び市又はこれに準ずる地区を単位とする中学校体育連盟をもって組織する。

第4章 役員

第5条 本連盟に、次の役員をおく。

1. 会長	1名	5. 理事	各単位団体	2名
2. 副会長	7名	6. 専門委員長		21名
3. 会計監査	2名	7. 事務局長		1名
4. 常任理事	若干名			

第6条 役員は次的方式で選出・選任する。

1. 会長は、副会長会により推薦され、理事会の決議によって選任する。
2. 副会長は、各ブロックから1名ずつ推薦された6名と、北海道中学校長会から推薦された1名とする。なお、会長に選任されたブロックの副会長については欠員にせず、当該ブロックから新たに副会長を推薦し、理事会の決議によって選任する。

◎ブロック区分は、次のとおりとする。

- 0ブロック 札幌市中体連
 - 1ブロック 石狩・小樽・後志の各地区中体連
 - 2ブロック 留萌・宗谷・旭川・上川南部・上川北部の各地区中体連
 - 3ブロック 函館・渡島・檜山の各地区中体連
 - 4ブロック 南空知・北空知・日高・東胆振・西胆振の各地区中体連
 - 5ブロック 全十勝・釧路・根室・オホーツクの各地区中体連
3. 会計監査は、札幌市中学校体育連盟推薦の1名と1ブロックの中から推薦された1名とする。
 4. 常任理事は、札幌市及び各管内から1名ずつ選出する。但し、副会長の選出された管内は除く。尚、会長は必要により常任理事を指名・委嘱することができる。
 5. 会長、副会長、会計監査、及び常任理事は、理事会の決議によって選任

する。

6. 理事は、地区中学校体育連盟ごとに推薦する。
7. 専門委員長は、会長が委嘱し理事会の承認を得る。なお、専門委員長は、(公財)日本中学校体育連盟の競技部会の部員を兼任する。
8. 事務局長は、会長が委嘱し理事会の承認を得る。
9. 会長は、事務局員若干名を委嘱することができる。

第7条 会長は会務を統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。

第8条 役員は次の業務を行う。

1. 副会長、常任理事、理事は理事会の決議に基づき会務を執行する。
2. 専門委員長は専門委員の意見をまとめ、全道大会の競技運営について助言する。
3. 事務局長・事務局員は、会長の指示を受け会務を処理する。

第9条 役員の任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に顧問並びに参与をおくことができる。

第5章 会議

- 第11条 1. 理事会は役員をもって構成し、本連盟の事業・予算・決算、その他の重要事項を審議する最高決議機関である。年2回以上の開催をする。
2. 副会長会は会長・副会長・事務局長・事務局員をもって構成し、本連盟及びブロックの重要事項を審議する。
3. 常任理事会は会長・副会長・常任理事・事務局長・事務局員をもって構成し、理事会の議案及び他の緊急事項を審議する。
- 第12条 本連盟に競技種目ごとの専門委員会を設ける。専門委員会は、会長が委嘱した専門委員長及び専門委員で構成する。

第6章 会計

- 第13条 本連盟の経費は分担金及びその他収入による。
- 第14条 各地区中学校体育連盟は、別に定める分担金を納入する。
- 第15条 予算並びに決算は、理事会の議決を経なければならない。
- 第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

- 第17条 本連盟の規約を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。
- 第18条 本連盟の運営に必要な細則は、常任理事会で別に定める。
- 第19条 この規約は、平成12年4月1日より実施する。

昭和34年5月9日作成

- 第1次改正 昭和38年5月18日 (第1条・第5条・第9条)
- 第2次改正 昭和39年5月28日 (第5条・第13条)
- 第3次改正 昭和43年7月9日 (第13条)
- 第4次改正 昭和44年5月7日 (第1条・第2条・第4条・第5条・第6条・第8条・第10条・第11条・第12条・第16条・第17条・細則5条・6条)
- 第5次改正 昭和51年11月9日 (第13条)
- 第6次改正 昭和53年11月7日 (第13条)
- 第7次改正 昭和54年5月29日 (第5条・第6条・第8条・第11条・第13条・第14条・

第15条・第16条・第17条・第18条・第19条)

- 第8次改正 昭和55年5月9日 (第5条・第6条(3))
第9次改正 昭和56年5月26日 (第5条・第6条)
第10次改正 昭和57年5月27日 (第12条)
第11次改正 昭和59年5月27日 (第11条・細則1(1))
第12次改正 平成3年5月23日 (第5条 8)
第13次改正 平成4年5月21日 (第5条・第6条・第8条・第11条・第19条)
第14次改正 平成12年4月1日 (第5条・第6条・第8条・第9条)
第15次改正 平成20年10月31日 (第5条・組織図)
第16次改正 平成22年11月12日 (第4条・細則2(2)・細則3(3))
第17次改正 平成23年11月4日 (組織図・細則2(2)・細則3(1)・細則4(2)・
細則5(2))
第18次改正 平成24年11月1日 (第5条、組織図)
第19次改正 平成26年5月8日 (第5条、組織図)
第20次改正 令和2年5月8日 (第5条、組織図)
第21次改正 令和4年5月6日 (第2条、第3条)
第22次改正 令和5年3月6日 (第1条、第5条、第6条、第8条、第11条、第14条、
組織図)
第23次改正 令和5年5月2日 (第1条、第5条、第6条、組織図)
第24次改正 令和6年3月21日 (細則2第2条(1)、細則3第1・2・3条、
細則4第3条(3)、細則6)

北海道中学校体育連盟 組織図

